

医療情報取得加算に関する掲示

令和6年12月の診療報酬改定に伴う、医療情報取得加算について以下の通り対応致します。

当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めております。

<医療情報取得加算の算定>

令和6年12月1日～

区分	点数
初診時	1点
再診時（3か月に1回）	1点

<医療情報取得加算の施設基準>

- ・当院ではオンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・当該保険医療機関を受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。

川島病院